

# 総務委員会資料

## 議案第117号

川崎市生活文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

- 資料 1 川崎市生活文化会館条例の一部を改正する条例新旧対照表
- 資料 2 川崎市生活文化会館利用料金の見直しの概要

経済労働局

平成28年8月31日

改正後					改正前						
○川崎市生活文化会館条例 平成 7 年12月26日 条例第47号					○川崎市生活文化会館条例 平成 7 年12月26日 条例第47号						
別表（第 9 条関係）					別表（第 9 条関係）						
1 施設利用料					1 施設利用料						
種別		金額				種別		金額			
		午前	午後	夜間	全日			午前	午後	夜間	全日
		9 時～12 時	1 時～ 5 時	6 時～10 時	9 時～10 時			9 時～12 時	1 時～ 5 時	6 時～10 時	9 時～10 時
研 修 室	第 1 研修室	1,360円	1,840円	2,560円	5,760円	研 修 室	第 1 研修室	1,700円	2,300円	3,200円	7,200円
	第 2 研修室	720円	960円	1,360円	3,040円		第 2 研修室	900円	1,200円	1,700円	3,800円
	第 3 研修室	960円	1,280円	1,760円	4,000円		第 3 研修室	1,200円	1,600円	2,200円	5,000円
	第 4 研修室	1,120円	1,440円	2,000円	4,560円		第 4 研修室	1,400円	1,800円	2,500円	5,700円
	第 5 研修室	1,440円	1,920円	2,720円	6,080円		第 5 研修室	1,800円	2,400円	3,400円	7,600円
ホール		4,240円	5,600円	7,760円	17,600円	ホール		5,300円	7,000円	9,700円	22,000円
会議室		3,200円	4,240円	5,920円	13,360円	会議室		4,000円	5,300円	7,400円	16,700円
和室		2,000円	2,640円	3,520円	8,160円	和室		2,500円	3,300円	4,400円	10,200円
実 習 室	工作実習室	1,920円	2,560円	3,040円	7,520円	実 習 室	工作実習室	2,400円	3,200円	3,800円	9,400円
	陶芸実習室	880円	1,120円	1,360円	3,360円		陶芸実習室	1,100円	1,400円	1,700円	4,200円
	調理実習室	1,520円	2,000円	2,400円	5,920円		調理実習室	1,900円	2,500円	3,000円	7,400円
	洋裁実習室	880円	1,120円	1,360円	3,360円		洋裁実習室	1,100円	1,400円	1,700円	4,200円
	理容・美容実習室	1,040円	1,360円	1,600円	4,000円		理容・美容実習室	1,300円	1,700円	2,000円	5,000円
展示場		2,160円	2,880円	3,520円	8,560円	展示場		2,700円	3,600円	4,400円	10,700円
談話室		400円	560円	800円	1,760円	談話室		500円	700円	1,000円	2,200円
備考					備考						
1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料					1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料						

改正後	改正前																		
<p>の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。</p> <p>2 設備利用料</p> <table border="1" data-bbox="174 549 1066 730"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陶芸用電気窯</td> <td>1台 1回</td> <td>3,200円</td> </tr> <tr> <td>その他附帯設備</td> <td>1式、1本、1脚、1台その他1単位 1回</td> <td>1,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</p> <p>3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。</p> <p>3 駐車場利用料 (略)</p>	種別	単位	金額	陶芸用電気窯	1台 1回	3,200円	その他附帯設備	1式、1本、1脚、1台その他1単位 1回	1,600円	<p>の2割増相当額とする。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。</p> <p>2 設備利用料</p> <table border="1" data-bbox="1178 549 2069 730"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陶芸用電気窯</td> <td>1台 1回</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>その他附帯設備</td> <td>1式、1本、1脚、1台その他1単位 1回</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</p> <p>3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。</p> <p>3 駐車場利用料 (略)</p>	種別	単位	金額	陶芸用電気窯	1台 1回	4,000円	その他附帯設備	1式、1本、1脚、1台その他1単位 1回	2,000円
種別	単位	金額																	
陶芸用電気窯	1台 1回	3,200円																	
その他附帯設備	1式、1本、1脚、1台その他1単位 1回	1,600円																	
種別	単位	金額																	
陶芸用電気窯	1台 1回	4,000円																	
その他附帯設備	1式、1本、1脚、1台その他1単位 1回	2,000円																	

## 川崎市生活文化会館利用料金の見直しの概要

### 1. 施設状況

所在地：高津区溝口1丁目6番10号

開設年月日：平成8年4月1日

運営：平成18年4月から指定管理制度導入

指定管理者：公益財団法人神奈川県労働福祉協会

(第3期：平成28年から平成32年度までの5年間)

設置目的：本市技能職者の拠点施設として建設された

施設形態：現在、就業支援施設、福祉施設等も入居し、技能振興・雇用・中小企業振興・福祉の複合施設となっている。

○利用状況と現状の受益者負担割合

	平成25年度	平成26年度
支出 A	74,358 千円	85,108 千円
収入 B	26,923 千円	26,832 千円
受益者負担割合 (B/A)	36.2%	31.5%
平均	33.9%	



施設外観

### 2. 利用料金の改定の考え方

上記の現状の負担割合（平均 33.9%）について、本市が平成26年7月に定めた「使用料・手数料の設定基準」に基づき、川崎市生活文化会館に設定された区分の標準的受益者負担割合 25%との乖離を縮小させ、概ね同程度となっていると認められる範囲内とするため、施設及び設備利用料を現行の料金から 20%程度引下げる。

### 3. 単価の改定について

主な施設(例示)	定員	面積		現行単価	面積あたり単価	改定単価	面積あたり単価
てくのホール	96人	194㎡	午前	5,300円	27.3円/㎡	4,240円	21.9円/㎡
			午後	7,000円	36.1円/㎡		28.9円/㎡
			夜間	9,700円	50円/㎡		40円/㎡
研修室 (第1研修室)	30人	60㎡	午前	1,700円	28.3円/㎡	1,360円	22.7円/㎡
			午後	2,300円	38.3円/㎡		30.7円/㎡
			夜間	3,200円	53.3円/㎡		42.7円/㎡
実習室 (工作)	30人	161㎡	午前	2,400円	14.9円/㎡	1,920円	11.9円/㎡
			午後	3,200円	19.9円/㎡		15.9円/㎡
			夜間	3,800円	23.6円/㎡		18.9円/㎡
陶芸用電気窯			1台 1回	4,000円		3,200円	

2割  
引下げ